高松市・香川町合併協議会会議録 第 9 回 会 議

平成16年8月25日(水)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第9回会議

1 日時

平成16年8月25日(水)午後1時30分開会・午後3時6分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 20人

会	長	増	田	昌	Ξ	委	員	森	谷	芳	子	
副名	長	畄		弘	司	委	員	溝	渕		敬	
委	員	廣	瀬	年	久	委	員	初	瀬	恭光	次郎	
委	員	松	本	吉	弘	委	員	冨	田	道	教	
委	員	谷	本	繁	男	委	員	大	塚	茂	樹	
委	員	御	厩	武	史	委	員	井	原	健	雄	
委	員	北	中	ヤコ	2子	委	員	千	葉	規身	€子	
委	員	梶	村		傳	委	員	中	原		弘	
委	員	大	浦	澄	子	委	員	長	尾	光	喜	
委	員	Ξ	笠	輝	彦	委	員	Щ	本	宏	美	

4 欠席委員 3人

委	員	大	橋	光	政	委	員	西	Ш	勝	秀	
委	員	鎌	田	郁	雄							

5 出席幹事 7人

幹事長		廣	瀬	年	久 (委員兼務)	幹	事	=	Ш	幹	生	
副幹事長		松	本	吉	弘 (委員兼務)	幹	事	妹	尾		長	
幹	事	熊	野		實	幹	事	Ξ	好	和	則	
幹	事	横	田	淳	_							

6 幹事会部会委員 8人

市民部会長	氏 部	隆	健康福祉部会委員	池	内		保
市民部会委員	田野	茂雄	健康福祉部会委員	有	馬	政	昭
健康福祉部会長	岡内	須美子	教育部会委員	藤	田	容	Ξ
健康福祉部会委員	香 西	信行	教育部会委員	片	Щ	雅	文

7 事務局

事務局長	林			昇	総務班 兼調整班	安	西	正	門
事務局次長	加	藤	昭	彦	総務班 兼調整班	森	田	大	介
事務局次長(計画班長)	福	井		隆	調整班長	清	谷	文	孝
総務班長 ^{兼調整班兼計画班}	澤	田	敏	男	調整班 兼計画班	林	田	競	_

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事
 - (1) 協議事項
 - 協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について (第7回会議提案:継続協議)
 - 協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21 号)について(第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第13号 都市提携(協定項目第24-1号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第14号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第15号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について
 - 協議第16号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

4 その他

- (1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について
- (2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について
- 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長(増田会長) お待たせをいたしました。それでは、ただいまから高松市・香川町 合併協議会第9回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長(増田会長) 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、谷本繁男委員さんと長尾光喜委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長(増田会長) それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1)協議事項

議長(増田会長) まず、(1)の協議事項ですが、初めに協議第8号特別職の職員の 身分の取扱い(協定項目第15号)についてを議題といたします。

なお、協議第8号につきましては、前々回の第7回会議で提案及び説明し、前回の第8回会議において、質疑及び協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

この協議第8号につきましては、さきの第8回会議での議論を踏まえ、再度、幹事会で協議、調整を行っておりますので、協議第8号に係る調整の結果について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)でございますが、この特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、合併時に、特別職が全員失職した後、合併後のまちづくり、特に編入される地域のまちづくりに支障を生じるおそれがないか、また、適切な対応ができるかどうかという懸念もあることから、その取り扱いを検討するということで、合併協定項目として設定しているもので、何らかの形で処遇することを前提とし

ているものではなく、また、協議に当たっては、市町間で行い、協議の結果についても、 改めて合併協議会に報告することとなっております。

前回の第8回会議におきまして、委員から、当初の提案内容では、失職する特別職に対し、合併後の新市において、何らかの処遇をするのではないかなど、住民に対して誤解を招きやすいので、表現を変更すべきではないかとの意見が多数あり、協議の結果、再度、継続協議の取り扱いとなったものでございます。

このような議論を踏まえまして、幹事会において、再度、協議、調整を行いましたが、 香川町から、提案内容の修正について強い要望がございましたことから、協議の結果、修 正案を本会議に提案することとしたところでございます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

まず、上側の第7回会議で提案いたしました案でございますが、「香川町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

次に、下側の今回修正案でございますが、「香川町の特別職の職員(町長、助役、収入 役及び教育長)は、合併期日の前日をもって失職する。」というものでございます。

以上で協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。

どうぞよろしく御協議をお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見が ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

初瀬委員 今、私どもが提案したのを修正案にされたということを承って、納得したわけでございますけれども、この第9回の会議資料の29ページ、合併協定項目の協議状況の中で、15番目に特別職の職員の身分の取扱いの中で、既に、塩江町さん、国分寺町さん、牟礼町さん、香南町さんは、これについて確認済みのようでございますけれども、この4町さんにおいてはどのように決まったのか、ちょっと蛇足ですけど、承っておきたいと思います。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局長 ただいま御質問のありました、ほかの4町の協議状況ですが、ただいま御紹介いただきました29ページの協議状況で、 がついておるということで、確認がされておるということでございます。その確認内容につきましては、高松市・香川町合併協議会

に当初提案した内容で、両市町の長が別に協議して定めるということでございまして、そ の内容で確認がされております。

以上でございます。

議長(増田会長) ほかにございますか。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

先ほどの事務局からの説明の中にも、合併した後に、将来の発展の状況、また、計画の 実施の状況などが、地域に反映できるようにということが勘案されての取り扱いというこ とでしたけれども、その関連におきまして、ぜひとも、地域審議会あるいはそれにかわる 何らかの形、これを設置されるように、今後の協定項目の中にそういった内容が協議さ れ、そして織り込まれるようにお願いをしておきたいと思います。この件については、提 案のとおりで結構だと思います。

以上です。

議長(増田会長) ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第8号についてお諮りいたします。

協議第8号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議がございませんので、協議第8号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第9号附属機関等の取扱い(協定項目第17号)についてを議題といたします。

なお、協議第9号につきましては、既に前回、第8回会議で提案及び説明を行い、継続 協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第9号について、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明を申し上げます。

会議資料の4ページをお開き願います。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香川町で独自に設置されている附属

機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとする。委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。」というもので ございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、 本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第9号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございますので、それでは協議第9号についてお諮りいたします。

協議第9号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議がございませんので、協議第9号については、原案のとおり 確認をいたします。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)についてを議題といた します。

協議第10号につきましても、前回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

協議第10号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の7ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)でございますが、提案内容に つきましては、中ほどにございますように、「公共的団体等については、特別な事情があ る場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等 を踏まえ、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本 日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第10号について、御質問、御意見

等がございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

この件につきましても、前回にも関係する発言がありましたけれども、香川町の現在ある、こういった団体と、それから既存の高松市の団体との間に、その構成や内容について 非常に格差があります。

例えば、シルバー人材センターにいたしましても、香川町では、地域住民にとって、例えば庭の草抜きとかから始まって、いろんな作業がシルバー人材センターを頼りにしている住民が非常にたくさんいます。こういったことも、今後も維持できるような、サービス面でも維持できるような、シルバー人材センターに限らず、そういった実情が、いろんな実情があるわけですけれども、できるだけ現在の機構、また活動内容が後退しないような方向で、今後の具体的な項目についてのすり合わせについては、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。要望をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(増田会長) わかりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

先ほどの大塚委員の意見と多少ダブリますが、この文章の中で特に「各団体の経緯、実情等を踏まえ」という、このあたりを十分に重く受けとめていただいて、よろしくお願いいたします。要望しときます。

議長(増田会長) そのほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。

前回にもちょっと触れましたですけれども、公共的団体でも、高松市の中心部と隔たりのある郡部では、かなり趣が違うと思います。そういう点を十分に考慮して、「特別の事情がある場合を除き」というところで、十分に検討をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(増田会長) お三方とも同じような御意見、御要望であったと思います。そのような方向で、今後、個別協議を進めていかせていただきたいと思いますが、ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第10号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議がございませんので、協議第10号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)についてを議題といたします。

協議第11号につきましても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

協議第11号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の10ページをお開き願います。

協議第11号使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は 説明を省略いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第11号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言願います。

よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第11号についてお諮りをいたします。

協議第11号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議がございませんので、協議第11号について、原案のとおり

確認いたします。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)についてを議題といたします。

協議第12号につきましても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

提案内容を事務局から改めて説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料13ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は省略 をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。

要望をお願いしたいなと思います。

補助金問題と一部、先ほどの協議第10号にも重なってはくるんですけれども、先ほど香川郡、木田郡、それと高松の山田町を含めた8町で構成をされております讃岐地区の商工会連絡協議会っていうものがあるんですけれども、その中で、現在、高松市と合併協議会を立ち上げてる町が5町ある。それに周辺で言えば、国分寺町商工会を加えますと6町ございまして、その地区会長会を開催をしたわけですけれども、高松市と合併した後、高松市の条例と照らし合わせてみますと、市長さんが認める一般事業費の10%以内が補助金の限度額とするというふうにお聞きしておるわけですけれども、その6町がそれぞれ現在の状況と、それと高松市と合併した折のシミュレーションをいろいろやってみたと、その折ですけれども、どの会長さんも、県、町、それと自己負担、そういうようなものと合併した後の面で、非常に補助金問題で運営が難しくなってくると、これはそういうことが結論として出ております。

じゃあ、香川町だけでどうであるかということを考えてみますと、当然、そうなれば自己負担率を上げていかなきゃならんわけですけれども、会費の値上げをするとか、それから商工会が収入源を求めていくとかということになりましても、急にそういうような手当てがつきにくいというふうなのが実情でないかなというふうに思っております。

そこで、要望の一つとしては、県の通達によりますと、市町合併後は、遅くとも3年以内に商工会も合併するように、というふうに通達、提唱されておりますけれども、できれば、その1行政区1経済団体という基本があるのはわかっておりますけれども、複数の、どっちかといいますと、商工会を認めていただけたらありがたいなと。

商工会同士が合併することにはやぶさかでないんですけれども、1商工会という形では、ちょっと広範囲に広がり過ぎまして、運営上、効率的にも、かつ、きめの細かい対応が、商工業者さんともできないと、こういうような実情がございます。これが1点でございます。

そして、香川町だけでとらまえてみましても、430の会員がいるわけですけれども、その中で会員事業数が850余りございます。そういう人たちを対象に、経営指導とか金融相談、それから融資あっせん、事務代行、いろいろそのほか事業を行ってるわけですけれども、現在の様相から言いますと、合併後3年間は現状維持を認めていただくというふうにお聞きしておるわけですけれども、その後はもう立ち行かない状況になっていくのが、明白だというふうに考えられます。

そういう点を考えますと、質の高い支援を行うことができなくなる。ですから、二つ目の要望としましては、できれば、ぜひともその3年間というものじゃなくて、10年くらい、現在の補助金を満額確保していただけるようにお願いしたいなということが2点目でございます。

それと、3点目は、商工会が会館を所有しておるわけですけれども、建設後、償却年数がまだ多くたっておりませんので、残価がまだまだ2,000万円以上あると、そういうようなことを、この点につきましては、私よくわかりませんけれども、こういう始末はどういう結末を迎えるんかなと、こういうことも少し気にかかるところでございます。そこらあたりの、3点目につきましては、お考え合わせがあればお聞かせ願いたいですけれども、前段の2点につきましては、要望としてお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(増田会長) 承っておきますけれども、今、商工会のみに限らず、それ以外の団

体についてもすべて、やはりいろいろ問題あると思いますんで、十分に個別協議の中で、 双方が納得できるようなお話し合いを進めていきたい、このように思っておりますので、 よろしくお願いします。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

今の商工会長の長尾さんからの発言がありました、このことにも関連するわけですけれ ども、また会長の方から、個別の具体的なすり合わせの中で配慮していくというお答えを いただきました。ぜひ、その点、お願いしておきたいと思います。

現在の高松市域については、例えば、治水事業であれば、市が直接、治水対策をやってるということになってるかと思うんですが、郡部の方では、土地改良区が治水のかなりな部分を賄ってきてます。土地改良区は、香川町に三つの改良区がありまして、それぞれ町からの助成金と農家の負担金で、農家の使う用水路の管理ということにとどまらず、配水、治水、非常に大きな役割を果たしているのが実情です。これが、合併しても当面の間は、今の状態は続くかと思います。

この土地改良もそういう状況ですし、土地改良、商工会に限らず、ほかのいろんな団体 それぞれに行政とのかかわり合いの中で、それぞれの果たしている役割というのが非常に 大きいものがあります。ぜひ、この点、助成金についても、婦人団体を初め、全体的に深 く検討をしていただき、今後、そういった団体が維持できるような方策を配慮いただきた いと思います。要望しておきたいと思います。

以上です。

議長(増田会長) 各部会で十分に協議を進めていくようにしたいと思います。 ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第12号についてお諮りいた します。

協議第12号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第12号については、原案のとおり 確認いたします。 次に、協議第13号都市提携(協定項目第24-1号)についてを議題といたします。 協議第13号につきましても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでござ います。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) 会議資料の16ページをお開き願います。

協議第13号都市提携でございます。

提案内容につきましては、中ほどにございますように、「都市提携については、高松市 の制度を適用する。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回会議で御説明申し上げましたので、本日は説明を省略をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第13号についてお諮りいたします。

協議第13号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第13号について、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第14号人権啓発事業(協定項目第24-4号)についてを議題といたします。

協議第14号につきましても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

事務局から提案内容を説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の19ページをお開き願います。

協議第14号人権啓発事業についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は 説明を省略いたします。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

前回のときにも、この点についてお尋ねしたところ、合併協議会の事務局の中に、この担当部署におられる人がいないのでわからないということでしたけれども、聞いてみますと、本来、同和関連事業というのは、属地主義で処理されていなければならないはずだったんですけれども、現在、高松市では属人対応が、部分、されているようです。やはり、この問題につきましては、私どもの地域では、今まで平穏無事に人権問題にも取り組んでまいりましたけれども、これが変わることによって、属人処理がされるということになりますと、状況が大きく地域に影響を及ぼすことになります。この点、属人対応については、今後の施策の中で改めていただけるようにお願いをしておきたいと思います。

議長(増田会長) 今、高松市が属人主義をとっておると言われましたが、そういうことはないんじゃないかと思うんだけども、私方も基本的には属地主義だと思いますが。

なお、市民部長から、じゃあちょっと説明いたします。

氏部市民部会長 高松市の市民部長の氏部でございます。

今、お尋ねがございましたが、基本的には同和対策事業につきましては、高松市も属地 主義でまいっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第14号についてお諮りをいたします。

協議第14号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第14号について、原案のとおり確認いたしました。

次に、協議第15号条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)についてを議題といた します。

なお、これからの協議第15号と次の協議第16号につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第10回会議において、改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の22ページをお開き願います。

協議第15号条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)についてでございますが、条例・規則等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

その調整内容につきまして、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料をごらんいただきたいと存じます。 8 3 ページでございます。

附属資料の83ページでございます。「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料 でございます。

この条例・規則等の取扱いにつきましては、合併の方式が編入合併とすることで確認されておりますことから、そのことを念頭に、編入される香川町の条例等は原則として失効し、編入する高松市の条例等を適用することとして調整を行っております。

次の84ページをごらんいただきたいと存じます。

84ページには、両市町の条例・規則等の数を整理いたしておりますが、記載のとおり、本年の4月1日現在で、高松市では、条例が233本、規則が282本、規程等が165本、一方、香川町では、条例が137本、規則が133本、規程等が164本でございます。

なお、この条例・規則等の数につきましては、両市町で、例えば要綱を例規集に登載するか否かなど、その取り扱いが若干異なっておりますことから、あくまで本年度当初におきまして、例規集に登載されている本数により記載をさせていただいております。

次に、このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。 2 3ページでございます。

23ページには、条例・規則等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。10市のうちで、条例・規則等の取扱いが協議されました市は7市でございまして、資料には、そのうちの4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、すべての市におきまして、編入する自治体の条例・規則等を適用することを基本として、確認が行われております。

続きまして、24ページをお開き願います。

2 4ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりまして、16市のうちで、既にこの条例・規則等の取扱いが確認された市は11市でございます。

資料には、そのうちの5市の事例を記載しておりますが、基本的には編入する市の条例等を適用することとし、合併協議会での協議結果や事務事業等の調整方針等に基づき、必要なものについては、所要の改正等を行うものとして確認がされております。

以上で協議第15号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。

よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第15号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第15号につきましては、会議規程の定めにより、次回、第10回会議において、改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第16号生活保護事業(協定項目第24-8号)についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の25ページをお開き願います。

協議第16号生活保護事業(協定項目第24-8号)についてでございますが、生活保 護事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「生活保護事業について は、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

それでは、その調整内容につきまして、先ほどの附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の85ページをお開き願います。附属資料の85ページでございます。

85ページ、「生活保護事業について」に関する資料でございまして、ごらんのように 3項目ございます。

次の86ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、生活保護制度について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、1の級地区分につきましては、高松市は2級地の1、香川町は3級地の2となっております。

次に、2の実施機関でございますが、高松市では、高松市福祉事務所が、香川町では、 香川県の東讃保健福祉事務所が行っているものでございます。

なお、3の被保護世帯数から、6の保護の種類につきましては、資料に記載のとおりの 状況でございます。

このうち、5の保護基準につきましては、標準3人世帯の場合の基準額は、記載のように、高松市が16万3,750円、香川町が13万7,150円で、2万6,600円の差がございます。これは、級地区分の違いによるものでございます。

次に、これらの問題点、課題でございますが、右上の欄にございますように、保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっていることが挙げられます。

これらの対応策でございますが、高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、87ページをお開き願います。

行旅病人等取扱事務事業について御説明を申し上げます。

まず、現況でございますが、1の急迫医療取扱及び2の遺体取扱につきましては、両市町ともその取り扱いに差異はございませんが、3の交通費・回数券等の支給につきまして

は、高松市のみが実施をいたしておるものでございます。

次に、問題点・課題でございますが、香川町におきましては、交通費・回数券等を支給 していないことが挙げられておりまして、これらの対応策及び調整案につきましては、 「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、88ページをお開き願います。

ホームレス自立支援事業について御説明をいたします。

現況でございますが、資料に記載のとおり、1の医療費の支給につきましては、高松市 のみが実施をいたしておるものでございます。

次に、右上の問題点・課題でございますが、香川町におきましては、ホームレスに対する医療費を支給していないことが挙げられておりまして、対応策及び調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。26ページ でございます。

26ページには、生活保護事業についての先進地域の事例といたしまして、平成11年 4月以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載しておりますが、1市を除き、原 則として編入する市の制度に統一することといたしております。

次の27ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、いずれの市におきましても、編入する市の制度に統一することといたしております。

以上で協議第16号生活保護事業についての説明を終わります。

よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第16号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございますので、協議第16号については、会議規程の定めにより、次回、第10回会議で改めて質疑、協議等を行い、意見集約を図らせていただきます。

会議次第4 その他(1)建設計画作成に当たっての住民意向調査について

議長(増田会長) 次に、会議次第の4その他でございますが、(1)の建設計画作成 に当たっての住民意向調査について、事務局から説明をいたします。 事務局次長(福井) それでは、建設計画作成に当たっての住民意向調査について御説明いたします。

別つづりとなっております、別紙1の高松市との合併に関する香川町民まちづくり意向 調査結果の概要の別つづりの資料をごらんください。

先般、高松市・香川町合併協議会が実施いたしました建設計画作成に当たっての住民意 向調査、高松市との合併に関する香川町民まちづくり意向調査の結果につきまして、その 概要を御説明いたします。

1ページの 調査概要をごらんください。

1の調査目的にございますように、この調査は、香川町地域を対象として作成されます合併後のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に、香川町住民の意向を反映させることを目的に実施したものでございます。

次に、2の調査対象でございますが、住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の香川町の住民3,000名を対象に実施いたしました。

次に、3の調査の実施期間は、平成16年7月9日から7月23日まで、また、5の有効回収票数、有効回収率は、1,026票、34.2%という結果となっております。

次に、2ページをお開きください。

調査の結果でございます。

1の(1)性別から4ページの(6)職業までは回答者の属性でございまして、特徴といたしましては、(1)の性別で女性の回答者数が多いこと。(2)の年齢階層では、50歳代と60歳代の回答者が多くなっていること。また、4ページの(5)居住年数では、20年以上香川町に居住されている方の回答が、圧倒的に多かったことが挙げられます。

次に、5ページをごらんください。

5ページは、香川町の生活環境の評価についての設問でございます。

全体的には「ふつう」であるという回答が多くございますが、肯定的回答と否定的回答を比較してみますと、肯定的な評価が高かった項目は、2の「公害が少ない」37%、3の「ごみ処理体制が整っている」33.3%、8の「買い物が便利である」38.3%など7項目でございます。

一方、10の「公共交通機関が便利である」75.9%、6の「就業・雇用の場に恵まれている」62.8%など、 印をつけております18項目につきましては、否定的な評

価が高くなっております。

次に、6ページをお開きください。

2の3、不便・不満を感じる施設についての設問では、公共交通機関や防犯灯、街路 灯、公園や広場などに不便・不満度が高くなっております。

7ページから9ページにかけては、香川町が取り組んできた施策・事業に対する評価に 関する設問でございます。

まず、7ページでございますが、「ごみ処理対策」、「高齢者福祉対策」などについて 評価が高くなっております。

次に、8ページの今すぐにでも改善または推進すべきものとして、「図書館などの文化 施設の整備」、「青少年の健全育成」などが挙げられております。

また、9ページの長期的に力を入れるべき事項としては、「図書館など文化施設の整備」、「高齢者福祉対策」などが上位を占めております。

次の10ページから11ページにかけては、合併への期待と不安等に関する設問でございます。

- (1)に記載しておりますように、合併への期待と不安について、「合併による期待はとくにない」が24.9%、「合併による不安はとくにない」が18.6%、残る56.5%は期待と不安の双方に回答しております。
- (2)の合併によって期待される効果では、「職員・議員等の削減による経費の節減」 が過半数を占め、以下、「公共施設や行政窓口が利用しやすくなる」、「地域のイメージ アップや活性化が図れる」などが挙げられております。

次に、11ページの(3)合併による不安では、「周辺部との格差が拡がる」ことに不安を抱く人が過半数近くを占め、以下、「きめ細かなサービスを受けられなくなる」、「役所が遠くなり不便」などが挙げられています。

次に、合併協議を進めていく上での重要事項に関する設問では、97%近くの回答を得ており、「支所・出張所の機能整備」66.8%を挙げる人が圧倒的に多く、以下、「公共施設への公共交通手段の確保」、「地域の情報化の促進による住民サービス、住民間交流の方策」と続いております。

次に、12ページをお開きください。

最後は、合併による新しいまちづくりについての設問でございます。

まず、求められる将来像では、「健康で安心して暮らせるまち」、「自然環境を大切に

するまち」、「生活環境が充実した便利で快適に暮らせるまち」などを求める声が高くなっております。

次に、合併による新しいまちづくりの重点施策では、「子供が健やかに生まれ育つ環境づくり」、「高齢者や障害者にやさしいまちづくり」、「公園、都市景観、下水道整備など快適な都市環境の整備」となっております。

以上がまちづくり意向調査の結果の概要でございますが、この調査結果を踏まえ、建設計画の作成を初め、今後の合併協議に住民の皆様の御意向を十分反映させてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、建設計画作成に当たっての住民意向調査についての説明 を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、次に(2)の高松市と......。あっ、済みません、どうも。

どうぞ。

井原委員 井原です。

貴重なアンケート調査の結果ですので、ちょっと感じたところを申し述べて、できれば 事務局に対して、要望というか、お願いをしときたいと思うんですね。

それで、このアンケートっていうのは、何て言いますか、合併の建設計画作成にいささかなりとも資するようにっていう目的がはっきりしてるので、その目的にかなうような結果をもう少しそれに生かすっていうことが、もう一番大事なことになりますので、そういう点で見ますと、若干、回収率が30%そこそこっていうことなので、これほど大きなことっていうのはなかなか協力が得られないと思うんですが、あえてアンケートに答えられなかった方の意向も、別途、ちょっとできる限り集約してもらいたいなっていうのが一つと、それから、せっかく手間暇かけて答えられて出てきた結果を見ますと、ちょっと奇異に思った点が幾つかあるんです。一つは、この8ページ、9ページに出てきてる、今すぐにでも改善あるいは推進しなければいけないものと、長期的、10年以内ぐらいにやってほしいという、時間を設けて分けたんですが、両方トップに、図書館などの文化施設の整

備っていうのが出る。これを事務局側はどう理解するかということなんですね。

それで、私はむしろ、この内容をもうちょっと慎重に詰める必要があると思いますが、図書館などの文化施設の整備を、まず、今すぐにでもやってほしいという意味は、例えば、香川町の中で、そういう図書館などの文化施設が絶対的に不足しているのか、あるいは利用の仕方で、例えば近隣の高松等の図書館等を利用するときにアクセス機能が不備なのか、あるいはソフト面の対応がいまいちなのかとか、そういうことを詰めないと、ちょっとわかりにくいなと。これ全体の項目が、その他含めて46項目あるわけですから、その中で23%の回答があるということは、重たく受けとめるべきだと思いますので。絶対的な量が不足してるっていうのは、今、たとえ合併しても、ほとんど財政的に大変なので、むしろ既存の施設の有効利用といいますか、もう少し合併したことによって、こういうふうに便利になったっていうことがわかるような、そういう中身を、ぜひとも建設計画の中に反映させていただけたらなというふうに僕は思うんです。そうでないと、せっかくその建設計画作成のために答えたアンケートの結果であるにもかかわらず、調べた結果だけにとどまるともったいないので、ぜひそれを建設計画の中で、非常に細かなことだとは思うんですけれど、反映することが、先ほどの事務局の説明であった、住民サービスの向上に生かされると思いますので、それをぜひお願いしたいと思います。

それから、同じようなことですが、青少年の健全育成とか、あるいは高齢者福祉対策という中身についても、ちょっと抽象的過ぎて、もう少し具体的な中身が何なのかっていいますか、そこらあたりも可能な範囲で、また後、フォローアップか何かしていただいて、それでこれから検討されるでしょう建設計画の中で、実は香川町と高松市が合併することによって、こういうふうな効果がたちまち出てきましたよとか、出てきますよっていうのがわかるような、そういうわかりやすい建設計画をつくっていただけたらなというふうに思います。それは要望です。

以上です。

議長(増田会長) これは答えられる.....。

事務局長 ちょっと事務局の方で説明できる範囲でお答えいたしたいと思いますが、今の要望事項等については、当然、それを踏まえて、今後、対応していきたいというふうに思っております。

8ページ、9ページに二つ、今すぐにでもということと、長期間にわたっての要望ですが、これについては、回答される方も十分御承知のことということで、今すぐできなけれ

ば長期的な対応でもというようなことで、両方に1番に挙がってきたんではないかなとい うふうに考えられます。

特に、具体的に御指摘のあった図書館、文化施設の関係については、ただいま前段部分で御指摘いただいたような絶対的な量不足ということが、基本的には念頭に置かれておるんではないかなというふうに判断されるわけですが、ただいま御意見いただきましたように、それが財政状況の中で、ハード面での対応ができるかどうかということは、十分これから検討していかなければなりませんし、またソフト面での対応ということも十分に考えられますので、その両面から考える必要があるんではないかなというふうに思っております。

それから、青少年とか高齢者福祉が、抽象的過ぎるということでございますが、これ以外に個別意見をたくさんいただいておるようでございますので、その中にも具体的な御意見等があれば、それについても反映をさせていくという姿勢で臨む必要があろうかというふうに思っております。

また、これは香川町自体としての受けとめ方、香川町、香川町議会、それぞれの立場での受けとめ方もあろうかと思いますので、そういう受けとめ方も十分にお聞きをする中で、作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

井原委員 ぜひ、よろしくお願いします。

議長(増田会長) ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 (2)高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について 議長(増田会長) ないようでございましたら、次に(2)の高松市と近隣町とで設置 している合併協議会の協議状況について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から御説明を申し上げます。

会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

28ページのその他の(2)高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況についてでございますが、次の29ページの別紙2をごらんいただきたいと存じます。

合併協定項目の協議状況という表題がございます。

前回の第8回会議で、委員の方から、高松市が1市1町の合併協議会を六つ設置し、そ

れぞれ個別に協議をしているので、他の合併協議会の状況がわからないと。できれば、六つの合併協議会の協議の進捗状況がわかる資料を提出してほしい旨の御要望がございました。このような御意見を踏まえまして、高松市が現在、近隣町と設置している合併協議会の合併協定項目の協議状況を、各合併協議会ごとに一覧表に整理いたしましたのが、この29ページの資料でございます。

そこに記載しておりますのは、本日8月25日現在の各合併協議会の協議状況でございまして、この表の中で をつけておりますのが、提案済みの合併協定項目でございます。

が、既に合併協議会で確認をされた合併協定項目でございます。一部、斜線を引いております項目がございますが、これは合併協議会において、合併協定項目として設定をしていない協定項目でございます。例えば、一覧表の中ほどから少し下にございます、24の各種事務事業の取扱いの項目の12番目、病院事業というのがございますが、これにつきましては、町立病院が香川町と塩江町しかございませんので、その他の合併協議会におきましては、合併協定項目としては設定をいたしておりません。このようなことで斜線を引いております。

本日現在で協議の状況を整理いたしましたのが、この表でございます。御参考にしていただければと存じます。

以上、簡単でございますが、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況についての説明を終わります。

よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありましたことについて、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

私、前々回の第7回会議で、1市6町の合同会議の提案をさせていただいたと思うのでございますけれども、そのとき、会長さんのお考えは、各町の協議会の進展の遅速が見られるので、今のところは難しいと。しかし、ある程度出そろったところで考えてみたいと、はっきり設立するとはおっしゃらなんだんですけれども考えてみたいと、こういうお言葉であったかと思うんでございますけれども、今、この協議状況を拝見いたしますと、ほとんどもう、塩江町さんはちょっと先に走っておられるようでございますけれども、5町においては、ほとんど横一線に並んどるかと、このように思うわけでございますが、こ

の協議状況の中の6、7、8、10、13、16、この項目は空欄になっておるわけでございますけれども、これは合併協議の中でも非常に重要な項目であると同時に、これは各町個別で協議するよりも、1市6町で審議し、協議した方が整合性も持たれ、非常に協議が早くなるんではないかと、私はこのように考えるわけでございます。

また、今の御説明がありました、個別の行政制度や新市建設計画につきましては、個別の合併協議会で審議しながら、早く新市の将来計画や財政見通し等を明確にして、住民の皆様にそれらを開示し、合併するかしないか、いずれを選択することが地域の発展と住民福祉の向上につながるかの判断材料を早く示さなければならないと、このように考えております。

私は、合同会議を持たずに、1市1町の個別協議でこのまま進みましたならば、この協議会はいずれ行き詰まると、このように懸念しておるのでございますけれども、1市6町の広域合併協議会を設置する予定はおありであるのか、再度お尋ねいたしますとともに、設置されるのであれば、いつごろになるのか、会長さんの御意見を承りたいと思います。

議長(増田会長) 合同の協議会の開催の可能性でございますが、始終検討しておるところでございますけれども、現時点では、合併に対する各町の基本姿勢が、必ずしも同じ方向を向いていない、また、その中の熟度も相当違う、ここの表では、表面的には大体同じスピードのようですが、既にもう個別の協議の前段で、いろんな各町との協議に入っておりますが、全く進んでいないところ、どんどん進んでおるけれども、まだ、たまたまここで上げるまでには至っていないところというふうに、相当内容に差がございまして、到底このままでは同じスピードになる可能性が非常に少ないというようなんが、今、私の現状認識でございます。

そして、その中で、もうあと非常にスケジュールが厳しくなっておる中で、各個別の協議会をやっておりますが、それも日程が非常にとりにくいという中で、なおその上に6町全部の協議会を設定することは、日程的に極めて難しい状況になりつつあるというのが、私の正直な認識でございます。

しかしながら、今、御提案のありましたようなことについて、できるだけ我々も個別に 説明するんでなくて、一遍に説明した方が効率もいいし、そういうスケジュール的に合え ば、そういうこともしたいなという考えは持っておりまして、まず、幹事会なんかであれ ば、当然、提案説明ということになりますから、こういう場でも合同で持てないものかと いうことで、今いろいろ始終検討しておる、そんな状況でございます。 以上でございます。

初瀬委員 会長さんのおっしゃること、よくわかったわけでございますけれども、私は香川町の議会として、8月17日から3日間、合併が今非常に順調に進んでおります呉市、これは1市6町で進んでおります。もう調印も済ませております。それと、山口県の小野田市と山陽町、これは1市1町、これも順調に話が進んで、山陽町の方に行ってまいりました。それと、九州の久留米、これは1市4町で協議が進んであって、これももう調印を済ませて、目の前に合併ということで、視察に行ったわけでございますけれども、この呉市さんと久留米市さんのお話を承っておりましたら、編入をする母体になる久留米さんと呉さんが、非常に合併する町に対して、何というか、こない言うと非常に言いにくいんですけれども、心配りをして、今、高松市さんがそうじゃないとは決して申しませんけれども、非常にきめ細やかな心配りをしとる。例えて言いますと、久留米さんの場合は、4町とするわけでございますけれども、各4町に対して、自由に使える地域振興基金というのを配分すると。それは、いわゆる起債や基金に関係なく、4町に久留米市さんの方から配分、4町に基金を出して、好きなあれで使ってくださいというようなことをしておると、一例でございますけれども。

それで、今、会長さんのおっしゃっておられる、非常に6町に温度差があるということは、私も重々わかっております。それらを乗り越えられまして、ここのところは一度踏み切って、全体の合同会議というんでなくても、ある程度、各町から5人ずつとかというふうに人数を絞ってでも、一度おやりになって、高松市さんの意向をよく御説明いただき、これからの新市計画や財政計画見通し等をおっしゃっていただいて、やはり前進していかないことには、このまま行っとったら、私は、もうちょっと何か行き詰まっていくんではないかと、非常に憂慮をしておるわけでございまして、老婆心ながら申し上げさせていただきました。

以上でございます。

議長(増田会長) ありがとうございました。十分に体して、今後進めてまいりたいと存じますが、ただいまの久留米であるとか呉であるとかは、非常にその協議会自体が、一体感を持って、スムーズに信頼感を持ってやっとんですよ。ところが、ここの私どもの取り巻く、このそれぞれの協議会は、いまだに他の合併協議の枠組みを模索するというような状況まであるような状況でして、全くそういうものが状況がもう違いますんでね、これを一緒にやることは、むしろ本当のとこを言うと、もう何といいますか、到底前へ向いて

進むんでなくて、逆にもう雲散霧消するような可能性まで出てくるんじゃないかなという ようなことさえ言う方がおると、私が言っておるとは言いません。そんな状況でございま すので、非常に厳しい状況にあると、私は認識しております。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

今、初瀬さんの御意見を伺いながら、ありがたいことだなと、いいことだなと思いながら感謝しつつ伺っておりました。その反面、今ちょっと会長の方もつい言ってしまったというか、私ども、その他のところで、またお聞きもしたいとは思ってたんですけれども、2町合併云々のことも進んでるやに、議決されたとお聞きしてたので、その件はもうその他の方に任すとして、今、せっかくのそういう御発議というか、発言ございましたし、今、議長の方も、せめて幹事会とか、そういうところからでも受けるところはという思いがおありのようですので、これは個人的意見ですけれども、本当、私も本会議で合併協議会の合同の合併協議会をという提言をしたこともあるんですけど、やっぱり6町の熟度というか、進展状況が違うというのは、ちょっとやっぱり、その当時無理かなあというふうな思いもいろいろしておりました。でも、今の議長のそういう発言等もありますので、私としても、できるだけ、できるところからそういう思いで、できるだけコミュニケーションをとりながら、お互いにやっぱり信頼関係を持って、もうぜひ進めていただきたいなというふうに思っておりますので、これは意見として言わせていただきます。

以上です。

議長(増田会長) ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

国田委員 関連するんですけれども、私は県の知事が、市長を含めて、もっとリーダーシップをとって、やっぱり1市6町の、先ほど森谷さんが言われたように、幹事会とか、あるいは市長、助役とか、こういった段階で一堂に会して、二、三日前ですか、小豆島が政談会とかなんとかやられたんでしょう。ああいうような形で、1市6町を知事、市長を中心に、そういった懇話会でも政談会でもいいですから、そういったことをして進めてもらいたいなと、こんなふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

議長(増田会長) 私も全く同感でして、そういう会があるたびに、県のリーダーシップをもっとお願いしたいということを常に言っておるんでございます。また、近く、会う機会もありますので、ぜひ県にも御足労いただけるような、そういうことを進言というか提案してまいりたいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 (3)高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長(増田会長) そしたら、次に(3)の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定 について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明いたします。

会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の(3)会議の開催予定でございます。

次回の第10回会議でございますが、資料に記載しておりますように、10月1日、金曜日の午後2時でございますが、午後2時から、場所は香川町の農村環境改善センターで開催を予定をいたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のお おむね1週間前に送付をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長(増田会長) 以上がその他ということでの事務局からの説明でございました。

最後、この際、何か合併問題全般について、皆様方の方からの御発言がございました ら、承りたいと存じますが。特にございませんか。

どうぞ。

梶村委員 高松の梶村ですが、さっきちょっと初瀬さんの方からいいお話があって、各協議会が円満に、できれば円滑にするために、その手法をいろいろ考えてはどうかという 御意見がありました。全くそのとおりだと思います。

私は、先ほどあった協議項目の大骨になる部分ですね、例えば議会の問題だとか、農業委員会の問題だとか、そういった問題、それぞれの町、それぞれの、高松市もそうですが、それなりのそれに臨む方針を、急いで各町が、お互いが、各町も市も腹構えといいますかね、そういうものを持ち寄って話をする機会が、本当にあればいいなと思っております。ですから、それぞれの町がそういう意思決定の方法を、できるだけ早く決めていただ

くことが先決ではないかなと、腹構えを持ってもらうことが先決ではないかというように 考えてはいるんです。

それは、今、申し上げるのはそれが本題ではないんですが、そうは言いつつも、先ほどちょっと会長の方からも話がありましたように、それぞれの協議会でのこの流れ、動き、枠組みが常に変動する。例えば、高松市と国分寺町との合併問題でも、国分寺町が3町と枠組みをやりながらも並立をやると。そのことでお互い不信感が、綾南町側にも不信感が出てくる、あるいは高松市側の中にも不信感が出てきたという経緯で、ああいう3町の枠組みが立ち消えになるという、言うなら、協議会そのものの進捗がそういうことをたどったわけですから、どちらかといえば不幸な流れですね。

片や、香南町との合併協議会の設置につきましても、香川町の町議会として、先日、2 町の合併をするための合併協議会の設置が可決されたというふうに私どもお聞きをいたし ておりますから、そういうことになると、少し、ちょっと先ほどの話と、ちょっと相矛盾 するような話になるわけです。

そこで、特に私は、浅野に近い仏生山に住んでますから、浅野の方々とも交流が随分ありまして、一体、合併協議会どういうことなんだという質問なんかよく聞かれるわけなんですよね。そういう立場からも、この際、町議会の議長さんにぜひお聞きしたいんでありますが、この可決されたということになりますと、全体的なスケジュールが非常に狭まってきた中で、来年の3月を意識するということになると、もう期間がないところで、この可決をされたという意味は、どういうように受けとめたらいいのでしょうか。

例えば、期間が短いけどー生懸命とにかくやってみようということか、もう一つは、期間にこだわらずに、それを協議を進めていこうと考えていらっしゃるのかどうなのか、その2町の合併協議会をですよ。だから、町長さんの方は、その合併協議会設置については、非常に消極的で反対だというような意思表示があったというようにお聞きしておりますが、町議会の方は多数で可決されたというわけですから、町議会全体の動きが、これから先どういう動きになっていくのかということが、非常に私にとりましては、ぜひ聞いておきたい点なんですね、それが一つ。

二つ目は、塩江町の方の中でもいろいろありまして、3町合併の話があったりして、住民投票の結果は御案内のとおりですから、その話はどういう動きになっていくのか知りませんが、いまだに香川町の中に3町という意見が、あるのかないのか私は知りませんが、そういった3町合併というものが、これから先、また新たな枠組みとして、動き出す動き

があるのかないのか、そこらあたりについてを、ぜひ3町合併の問題についてのお考えも、この際、町議会としてはこう考えるという意味で、ぜひこの際、御厩さんに、この際お聞きして帰りたいなというふうに思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願い申し上げます。

議長(増田会長) 済みません、お答え願えますか。

御厩委員 まず最初に、合併協議会はいかなるもんかということを考えてみますと、合併を決めてから相談するもんではないと思うんです。合併の是非もやはり含めて相談することであって、それで我が町民の中にも、もちろん高松市と合併すべきだという方もたくさんいらっしゃいます。また、一部にはやっぱり、どの程度かは数は把握はしておりませんが、やっぱり2町、小さい合併の方がいいんじゃなかろうかという方もおりますし、また住民も、今、迷っておりますし、また議会でも絶対にこちらと言い切れる人間は何人おるか、私はちょっと今の段階で断言できる議員は、そんなに過半数を超えてないんじゃなかろうかと思うとるわけです。

そんなところで、住民の動きがあって、香南町との合併協議会をつくって、そちらの方もぜひ検討をしてもらいたいという趣旨で要望が出ましたので、議会としても、それは当然、確かに高松市さんとやっとるのに浮気をするというような形は、決して高松市さんは快くは思わんとは思うんですが、その辺は、私どものやはり住民の迷い、また議会の迷い、悩み、これをぜひとも理解していただきたいんです。決して高松市さんとの合併をつぶす目的でもなければ、本当にこういう大事な時期で、町がどうなるかの時期なんです。ですから、やっぱり迷って当然という、ぜひ御理解をいただきたいわけなんです。

そして、その期限の話ですが、当然、大きな合併をしようとも小さな合併をしようと も、特例法の恩恵を受けられる3月までには、ぜひとも決断はしたいという、私個人は考 えております。それを延ばしてでもええがという考えは、今のところございません。

3町に関しましては、当初3町という考えも十分住民の方もあったんですが、もともとは3町から始まったと思うんですけれども、ところが塩江町さんの町長さんのお考え、また議会でのお考え、これがちょっと現実的には難しいんでなかろうかということで、住民の方々、住民の方の住民発議の方が、3町で立ち上げても現実が難しいんであれば、小さな合併という意味で、2町で立ち上げた方がより現実的なんじゃなかろうという考え方から変更されたので、塩江町さんのことに関して、私の方からは言えませんのでね、香南町との合併協議会をつくるということに関しまして、我々議会で議決したわけでございます

し、香南町さんも可決されたわけでございますので、また、塩江町ではその後の動きは、 私の方では十分には把握しておりませんで、私の口からは申し上げることはできません。 以上でございます。

議長(増田会長) どうぞ。

梶村委員 御厩議長さんのお話はそれなりに理解ができるわけではありますが、ただやっぱり、おっしゃることはよくわかるんだけども、先ほども申し上げましたように、期間的に3月を意識してやっていくとすれば、合併協議会の協議を進める日程調整そのものだけでも、今、高松との合併協議の日程調整でも相当苦しい中、日程が非常に詰まってきますからね、難しいという状況になるわけですね。

そうすると、3月までに一定の状況を示して、町民の皆さんの意思を問うとか、そういう場面に遭遇するときに、十分な資料が出せるのかどうなのかということを私は危惧するんですよ。そうなると、少し町民の人を、かえって、そういう町民のいろいろ惑いがあったり、いろいろ選択肢の数を多く示した方がいいだろうという町議会の配慮がかえってあだになって、町民の皆さんを惑わすことになると、かえって混乱させることになりゃあしないのかということを危惧するんでね。そこんところは、十分それなりのお考えが、町議会の中にもあったんだろうと思いますが、ぜひひとつ、そこの町民の意思を酌むという意味では、いろいろとこれから先も、私はそれ、香川町の町民の聞き方までも申し上げるつもりはありませんけれども、十分御配慮、御高配いただいて対処していただくようにお願いを申し上げておきたいというように思うわけです。

以上です。

議長(増田会長) どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

高松市と香川町の置かれた、この合併に対する取り組みの姿勢の差、これは確かにあるわけですけれども、根本的に違うところは、高松市民の合併に対する関心の度合い、これは、そう香川町ほどには高まってないと思います。

市の執行と議会とで主導的にこれを判断できる条件があると思います。けど、それに引きかえて香川町の場合、この合併協議会の発足自体も住民発議から始まったわけで、住民の中に合併に対する関心が非常に高い、研ぎ澄まされた意見の対立というのがかなりあるわけです。これをやっぱりこの協議会を通じて、あるいはもう一つ協議会ができたとしても、その協議会で出てきた資料を住民に戻して、住民の判断を、意向を掌握できなけれ

ば、町長あるいは議会が勝手にというか、議決して、それで合併ができるんだということ では済まされない、今の状況があるわけです。

香川町の場合、この高松との合併協議会も、私も大変焦ってる、私、個人的にも焦ってるわけですけれども、早くこの協議会の中身を、早く突き詰めた、その協定項目が調った状況に早く到達したいと。それとあわせて、住民の判断を仰ぐ機会を持つとすれば、隣接町との小さな合併を望む声も、住民の中には相当根強くあります。そういったことを双方を比較検討ができる条件を早くつくり出して、住民のやっぱり判断のできる機会をつくらなければならないと。それから考えましても、この合併協議会が早く進まなければ、住民の、そういう意向を掌握できる機会自体が、もう期間的に持てなくなってしまうと、そういう危機感を持ちながら、この協議会にも臨んでるわけです。

私は、高松との合併協議会のこの中身を早く進めていくという立場では、私も一生懸命 進めていきたい、そう願ってるわけです。一方、住民に対して説明のできる資料は、2町 であっても3町であっても、比較検討のできるものは最低限、整えなければならないんじ ゃないかと、そういうふうに考えています。

香川町の場合、きょうのこの傍聴に来てる人を見ましても、もう大部分、ほとんどの人が香川町の人なんですね。住民の中には、非常にこの合併問題を、非常に真剣に受けとめて考えていると。この住民の人の合意が得られるような条件づくりが、この合併協議会でないかと思います。そういう立場で、今後も誠心誠意、この協議会が早く進むように努めて、協力してまいりたいと思いますので、よろしく御理解もいただきたいと思います。

梶村委員 事情はよくわかってます。香川町の皆さんの立場はね。ただ、私が心配するのは、先ほど言いましたように、高松市との合併協議会があって、そこに新たな、期間が非常に狭まった中で設置するもんですから、高松市との合併協議会が進んでいく、言うたら障壁にならなければいいわけですよね。今、大塚さんがおっしゃるように、その住民の前に示す、選択肢を示すような資料が、できればいいということで行きますと、かえって、先ほど言いましたように、スケジュールが、調整が困難になってみて、協議が非常に遅れるというようなことにならないかということを心配するわけですよ。

ですから、一番最初に言いましたように、大骨になるところは早くそれぞれの立場で、 私どもも腹構えをせにゃいかんのですが、大骨になる部分は腹構えを決めますから、香川 町の方もそれなりに大骨になる部分は腹構えを決めていただいて、そこらあたりがうまく 乗り越えれば、早くできるわけですからね、そこへ返ってくるわけなんで、ぜひ御協力を お願い申し上げておきたいというだけでございますので。よくわかりました。 以上です。

議長(増田会長) ちょっと私からも一言だけですが、今、選択の機会をいろいろと持ちたいというんであれば、その2町との協議会を早くやって、高松市とこの協議会のレベルまで早く達してもらわなければ、町民が判断できないんじゃないかと私は思うんですよ。だから、ここの高松市との協議会をストップしてでも、2町との協議会を早く同レベルまで持ってこないと、町民の方が御判断できないと思う。何かどうも矛盾があるようで、私にははっきりわかりません。

議長の立場で余り個人的なことは言えませんのですが。ちょっとだけ言わせてもらいま したけども。

このことでほかに御意見あるようでしたら、お伺いしますが。どうぞ。

森谷委員 私も聞こうかなと思うてたとこ、今、議長が言ってしまってあれなんですけれども、先ほど大塚委員さんの方も、高松市との合併協議会も早く進めたいと焦ってるというふうにおっしゃったと思うんですけど、今、私も素朴に、香南町さんとの2町合併の協議会の議決されたということになると、やっぱり私の感じでは、高松市と、じゃあ香南町とのどちらがいいかっていうのを、最後住民に判断をゆだねるのかというふうに私は思ってますので。そうすると、やっぱり選択をしてもらうとしたら、同時進行というふうに簡単に私も考えました。そうすると、きょうの、ここにもありましたように、高松市と香川町との合併協議会は、今回で第9回目だと思うんですけれども、香南町さんとは今からということになりますので、選択をということになると、それだけのやっぱり情報っていうか、条件を提示するとなると、ちょっと間に合うのかなあというふうに素朴に私も思いましたので、その辺のお考えがあったら、ちょっとお聞かせいただけたらと思うんですけど。

議長(増田会長) ただいまの件について、何か御発言ございますか。 どうぞ。

御厩委員 確かに、期間のないのは十分承知しておるわけでございますが、住民の方から、そちらの方もぜひ真剣に検討してくれと、もう時間がないからもうこっちに決めたんだというんは、なかなか議員としても、議会としても言いにくいこともあるんです。

もちろん、高松市さんとのこの協議会も真剣にやりますし、迷惑がかからんようにやろ

うと思うとります。ですから、そのあたりをぜひとも御理解いただきたい。御忠告は十分 に承っておきますので、高松市さんとの協議会は一生懸命に真剣にやりますので、そちら の方は理解をいただきたいと言うしかございません。

議長(増田会長) どうぞ。

森谷委員 そしたら、今、最初の、前の初瀬さんのお考えなり、今の議長さんのお考えなり、いろいろお聞きいたしましたので、高松市といたしましては、私、委員といたしましても、大変香川町さんを信頼して期待しておりますので、できるだけそういう御努力をよろしくお願いしたいと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

以上です。

議長(増田会長) はい。あっ、そうですか。じゃあ、ちょっと。

三笠委員 もうだんだんあれですけども、さっき大塚委員さんが、香川町の方が合併の 熱意が高いというようなこともおっしゃっておられましたんですが、高松は正直言って、 3 3 万強でございますので、これは全体のということになりますと、物理的に非常に厳し い状況になりますんですが、これ高松が全然ないということはひとつもないんです。これ は、高松の場合は、これ今、前にも僕が話したと思うんですが、正直言って、広域行政の 中で1市10町で今やっておりますけれども、もう高松の場合は、異口同音に、経済界に しろ、各種団体の中にしろ、おっしゃる言葉は、香川県は狭いから、もう香川県は1市で いいんじゃないかと、せめて2市でスタートすべきでないかというような声が非常に多い んです。これはちょっと極端な、僕らから言わすと、地方自治に携わっとる人間とした ら、多少暴論に近いかもわからんですけど、しかし、これはもう現実的に暴論でなくなっ てきとんですね。皆さん方もそう思うだろうと思うんですが、もうこういう情勢の中で、 こういう今、1市1町で、高松は1市6町でやっておりますけれども、そういう中で、小 さい中でこの合併問題、これは正直言って、もう期限の問題ということ以前の問題が、も うそろそろクローズアップされてきとんでないかというのが、高松の意見なんです。これ は、特例債の問題を外してでもやっていくべきでないかと、合併に対して。将来を見越し てね。そういうような考え方が、もう特例債は別に考えんでええでないかというような意 見が、今、高松ではほうふつとしてきとる、そういう高松の状態なんです。

だから、ただその住民発議の問題とかそういうよりも、各団体というのは、本当にこれから5年先、10年先、これはもう2年や3年やという問題じゃないんです。もう将来を見越して、どういうような香川県の立場、高松の立場を考えていくかという、いわゆる香

川県の立場ですわね。

ところが、当然、将来、道州制を見越した香川県の位置づけということを中心に、我々は考えていっておるというのが、今の高松市民、すべてではないですけれども、多数の意見であるということを申し添わせていただいたらというふうに思っております。

以上です。

議長(増田会長) 先ほど……、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

議会とか議員さんとは全然別個に、ちょっと私なりに考えておりますのは、なぜこういう合併協議会がいっぱい立ち上がったかという基本に戻って考えてみました。というのは、皆さん新聞なんかよく読んで御存じと思うんですが、高知県にしたって、香川県にしたって、あと何年たてば赤字の県に陥るということを、はっきり知事さんたちがおっしゃってるわけです。県でさえそれなのに、市とか町とかがどうなるかというのは、市民でも町民でも私でもすごく不安です。三位一体の補助金カット、税源委譲どうのこうのって、今、知事会とかでいっぱいされておりますけど、見えてこない分だけ不安が多いんです。ということは、こちらかこちらか選択して云々というよりも、じゃあ本当に住民がそういう心配なしに暮らしていけるのかというところを、もっと議員さんなり、行政の担当の方が本当に考えていただきたいと思うんです。

来年の3月まで期限どうのこうの、それはもう法律上仕方がないかもわからないんですけど、本当に一市民としてすごく不安を感じてます。そういう不安があるからこそ、みんなやっぱり、より大きな組織になっとけばっていう考えがあって、いろんな日本国じゅうで合併がこういうふうに起こってきたんだと私なりの頭で理解してますので、その辺よくお考えになって、進めるべきは進めていただきたいというのを言わせていただきます。よろしくお願いします。

議長(増田会長) ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

井原委員 井原です。

きょうは鎌田委員が欠席してるので、かわりになって多弁を労して恐縮なんですけど、 私これまでいろんな合併にかかわる取り組み、香川県だけじゃなくて、いろんなところを 取り組んでますし、今、毎週北九州と行き来してる状況で、北九州なんて御案内のとお り、九州で最初の政令指定都市で100万都市っていうことでやってますが、今100万を切ってるわけですね、人口で。そういうときに、さあ合併の問題どうかっていうことがあるんですが、僕の理解では、どうも香川県は、総じて、合併についての立ち上がりは早いんですけれど、最後に具体化するためには一番遅いところですね、すべてが。だから、そういう状況を考えたときに、いいものをつくれば、いい合併ができればそれでいいってことじゃなくって、いつやったのかと、厳しい状況の中でもここまでやったっちゅうのは、それはそれとして評価すべきではないか、もう最初から完璧をねらうようなもんではいけないと僕は思うんですよ。

それで、もう一つちょっと気になるのは、じゃあ合併とは何かって、今、千葉委員の御 発言を受けた形で申し上げますけれど、これはその自治体っていいますかね、自治体側の 組織の再編の議論なんです。だから、香川町と高松市が合併するっていうのは、高松市と 市の市議会のメンバーの方と、町議会の議員のメンバーの責務っちゅうのは殊のほか重要 です。

ところが、どうも話を聞いてると、要するに自治っていうのは、その地域のことは自分で決めるわけで、国の法律がどう変わろうと、特例債を受けようと受けまいと、そんなんはどうでもええわけなんですよね。ただ、負担を少なくするためには、タイミングを見計らって早くやれば、それだけ住民にかかる負担が少ないだろうと、そういう意味での決断等を早くするっていうか、それがもう決定的に大事ですが、どうも遅いですね。

このままで行くと、全部もう期限切れになって、もうどうしようもなくって、結局自分 らの意向が反映されずに、上からの行政主導みたいな形で、有無を言わさず、合併せざる を得ないような状況になるんじゃないのかと。それは今、香川県にしても、財政再建団体 に陥るか否かっていう、もう瀬戸際の状況ですから。

そういうふうに考えていきますと、自治っていうのは、住民自治と行政自治の両方があるんですよ。住民の意向っていうことは大事ですが、それが議員として選ばれて、議会で決めなかったら合併なんてうまくいかないわけでしょう。だから、そういう意味では、議会の審議、了承って、それが物すごく大事ですね。だから、ちょっと、今日お話を承りながら、香川町の議員の先生方も大変だと思います。それはいろんなその住民のこと、小豆島に僕はちょっとかかわったことがありますので、それで知事が出て3町を集めてどうのこうの、それだけでもうまくいくかって、とてもじゃないけどいかないと思いますよ。

そういうふうに考えますと、やはり行政自治と住民自治で、住民の意向を十分踏まえる

んだと。住民の代弁って、かわりとして議員の方が頑張ってられるんですから、私ちょっと細かな議論したのは、せっかくアンケート調査なんかを出して、住民の意向が出たら非常に細かなことであっても、それがどの程度、行政の人がその情報を的確に受けとめて、どういうふうにそれをフィードバックしていくのかと、それがもう決定的に大事で、それが自立化の第一歩だと思ってますので。

そういうふうに考えますと、ちょっと話が長くなりましたが、要は、できるところからもうとにかく早くやっていこうと。あれかこれかって迷うような状況であると、これはだめになっていきますから。だから、そういう意味では、形式的な合併協議会っていうことだけじゃなくって、有志だとかいろんな団体、幹事会でもいいし、ボランティアでも何でもいいですから的確な情報を出して、本当にいい形に持っていくような、そういうアプローチをぜひやっていただけたらありがたいと。どうもてんびんをかけるような、あれかこれかっていうのは、それは苦衷は察するところがあるんですけれど、余りかえって迷うことだけで、結局タイミングを失しても、両方だめになっていくケースってありますから、だからぜひ決断を早くされて、それでもう信じるところを動いていくということでしょうね。それだけをぜひお願いしたいと思います。

今、香川県、いろんな合併協議会、次から次へ出てきて、これどんなのか、私この高松市が中心になりながら、六つですか、五つか六つの個別にやってる、この会議に出る市会議員の先生、大変なんじゃないかなと僕は思うんですよ。こういうのは全国でも珍しいんじゃないですかね。普通はある程度根回しをしながら、個別に当たってやるんですよ。それで、全体の建設計画、それは土地利用計画をどうするか、公共交通なんかをどうするか、それから財政負担をどうしていくのかと、そういう骨太なところから議論して、後は事務的な手続をばあっとやるんですね。きょう見てると、ホームレスのことまで出てきてびっくりしたんで、今ホームレスが一番多いのは、私が通ってる北九州市ですので、御参考までにちょっと申し上げますが、以上です。

議長(増田会長) ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) よろしかったら、もうそろそろ時間も経過しておりますので、この あたりで会議を閉じさせていただきたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御審議を賜り、まことにありがとうございました。

高松市・香川町合併協議会第9回会議をこれで閉会させていただきます。御苦労さまで ございました。

午後 3時06分 閉会

会議録署名委員

委員 茶菜男